

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8月20日
【会社名】	TDK株式会社
【英訳名】	TDK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上釜 健宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目9番1号
【電話番号】	03(6852)7116
【事務連絡者氏名】	執行役員 桃塚 高和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目9番1号
【電話番号】	03(6852)7116
【事務連絡者氏名】	執行役員 桃塚 高和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年7月31日に提出した臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」および「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が平成25年8月20日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

発行価額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に発行数を乗じた金額とする。

(訂正後)

463,772,400円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

（後略）

(訂正後)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、3,836円とする。

（後略）

以上